○総務省告示第百二十六号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百五十一号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十五条第一項の規定に基づき、総務省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）の一部を、次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる部分の規定の傍線を付した部分のとおり改め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

改正後	
統計研究研修所	統計研究研修所長

改正前	
統計研修所	統計研修所長

○総務省告示第百二十七号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十一条第一項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第三百九十七号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十一条第一項の規定に基づき、権限又は事務の一部について委任した件）の一部を、次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる部分の規定の傍線を付した部分のとおり改め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

改正後	
統計研究研修所	統計研究研修所長

改正前	
統計研修所	統計研修所長

○総務省告示第百二十八号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百五十二号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を、次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる部分の規定の傍線を付した部分のとおり改め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

改正後		
事務所	所在地	
統計研究研修所	東京都国分寺市泉町二丁目一一番一六号	

改正前		
事務所	所在地	
統計研修所	東京都国分寺市泉町二丁目一一番一六号	

○総務省告示第百二十九号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第三百九十八号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を、次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる部分の規定の傍線を付した部分のとおり改め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

改正後		
事務所	所在地	
統計研究研修所	東京都国分寺市泉町二丁目一一番一六号	

改正前		
事務所	所在地	
統計研修所	東京都国分寺市泉町二丁目一一番一六号	

○総務省告示第百三十号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第百十三号（公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件）の一部を、次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる部分の規定の傍線を付した部分のとおり改め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

改正後		
事務所	所在地	
統計研究研修所管理課	東京都国分寺市泉町二丁目一一番一六号	

改正前		
事務所	所在地	
統計研修所管理課	東京都国分寺市泉町二丁目一一番一六号	

○法務省告示第百六十七号

少年院種類表（平成二十七年法務省告示第二百九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

法務大臣　金田　勝年

少年院種類表の備考中「広島少年院から」の下に「、沖縄少年院所轄沖縄女子学園については沖縄少年院から」を加える。

○財務省告示第八十五号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を別表のように定める。

ただし、平成二十八年度において支出負担行為の実施計画につき既に財務大臣の承認を経た経費及び平成二十九年度における予備費使用に係る経費を除く。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎